

29愛西監第64号  
平成29年8月18日

請求人 (氏名省略) 様

愛西市監査委員 戸谷 静治

愛西市監査委員 石崎たか子

### 愛西市職員措置請求の結果について (通知)

平成29年6月24日付の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく愛西市長日永貴章氏の公用車の私的使用に対する愛西市職員措置請求(住民監査請求)についてその審査を実施した結果、下記理由により棄却することに決定しましたので通知します。

### 記

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求の要旨(以下の記載は、請求人から提出された原文のまま掲載)

###### ◆だれが(請求の対象とする職員)

愛西市長日永貴章氏

###### ◆いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか(監査対象事項)

平成28年度、事実証明書(事実証明書の備考欄にレ点を記載した分)の通り、私用で公用車を使用。

###### 7/3 13:25-17:30 化粧回しおひろめ会(名古屋市内)

市政に何ら資することが無い、個人的歓楽目的であり違法。しかも日曜日。

###### 8/7 9:00-14:00 旭日双光賞授賞祝賀会(名古屋市内)

他の市民は受賞しておらず、例年参加することもなく、今回だけの出席であり、まさしく●●●●●の受賞を祝うためだけの個人的な行動であり、違法。

###### 10/17 14:20-18:10 愛西LCチャリティーゴルフ(桑名市)

チャリティーと名がつこうがゴルフに興じたに過ぎない。チャリテ

イーなら現金だけ寄附すれば済むのに、贅沢な遊びであるゴルフで遊びただけであり、違法。

11/21 17:00-20:20 ●●●●●を囲む会（名古屋市内）

個人的な政治思想に基づき最良の政治家を支援をするためであり、違法。

11/27 19:10-23:30 桑名市長選挙

個人的に親密である他県の地方自治体首長選挙の応援に過ぎず、公務ではないので違法。

◆その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか

公務での使用に限定される公用車を私用で使用。

◆その行為により、どのような損害が生じているか

運転手の労務費、公用車の摩耗、ガソリン代など、公務以外の使用部分において愛西市に損害を与えた。

◆どのような措置を請求するのか

愛西市は、日永貴章氏に労務費、公用車の摩耗分、ガソリン代などの返還を請求すること。この措置の実施を広く公表すること。

## 2 請求人

住 所 （省略）

氏 名 （省略）

## 3 請求の受付日

平成29年6月24日

## 4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

1. 運行記録簿の写し

## 5 請求の受理

### (1) 請求人の資格について

法第242条第1項の規定において住民監査請求を行うことができる請求人は、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2) 請求の対象職員等

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は愛西市長に対して措置を請求している。

(3) 請求期間について

法第242条第2項の規定により、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年以内とされているため、請求に係る部分については、期間内の請求として認める。

(4) 要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求は法第242条の要件を具備しているものと認め、平成29年6月28日付でこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

市長の公用車の使用及び愛西市職員に対する時間外勤務命令について、請求人の主張する理由から、愛西市長は違法に又は不当に公金の支出を行った事実があるか否か。

### 2 監査対象部署

企画政策部秘書広報課

### 3 監査の方法

関係書類の監査を行い、秘書広報課の職員から事情を聴取した。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成29年7月27日に陳述の機会を与えた。

### 5 請求人の主張に対する秘書広報課の見解

#### (1) 市長公用車使用の考え方について

愛西市有自動車管理規程第4条に「自動車等は、市の行政上必要な業務以外に使用してはならない。ただし、公共的団体等で市長が必要と認めるときは、この限りでない。」と定めている。

ところで、市長の用務は、市長の立場として出席する式典や面

談・懇談、講演など多岐にわたる。秘書広報課では、こうした用務において市長が円滑かつ安全にその職責を果たせるよう市長の公用車の手配を行っている。

秘書広報課では、従前より次のような考え方で市長の公用車使用の可否を判断している。

- 1 市を代表する者として、式典等に出席する公務に使用する場合
- 2 市政発展のため、公式、非公式を問わず相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的で行う公務に使用する場合
- 3 社会通念上儀礼に属するもので、市を代表する者として対応することが適当と認められる公務に使用する場合
- 4 市を代表する者として職責を果たすため、市長公用車を使用することが用務間の移動の機敏性、効率性の確保及び危機管理の観点から合理性がある場合
- 5 移動元また移動先が公務場所である場合の送迎に使用する場合

### 第3 監査委員の判断

- 1 前述のとおり、秘書広報課では、市長の公用車使用について、市長が円滑かつ安全にその職責を果たせるよう使用の可否を判断していることから、以下のとおり、それぞれの基準に関してその妥当性について検討した。
  - (1) 個人としてではなく、市長として出席を要請されているものなど、市長としての立場で行う公務での使用について

市長が公用車を使用して移動する場所での用務が「市長としての立場で行う公務であること」についてであるが、市長は普通地方公共団体の長であり、当該普通地方公共団体の統括及び代表、その事務の管理及び執行、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等を行うなど、広範かつ重要な職責を有しており（法第139条、第147条から149条まで等）、東京都知事の公用車使用に関する判例によれば、「知事の職責は、都政全般にわたる広範なものであり、時間や場所を問わないものであって、知事としての活動は、非公式なものをも含めた多種多様な形態を取るものと考えられるから、その活動が都庁舎内のみで行われるとか、日報に記載されたものに限られるとかいったものでないことは明らかである。」（平成20年5月28日東京高裁判決）とされている。

市長についても同様に、市長としての立場で行う用務は広く解すべきものと考えられ、市長が公用車を使用する際は市長としての立場での用務であることを原則とする当該基準は妥当なもの認められる。

- (2) 市政の発展に向けて、公式、非公式を問わず相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的で行う公務での使用について

市長の公用車を使用して移動する場所での用務が「市政の発展に向けて、公式、非公式を問わず相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的で行う公務であること」についてであるが、判例によれば、「普通地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第1条の2第1項）とされている。

この点を考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではない。それこそが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」（平成18年12月1日最高裁判決）とあることから、当該基準については妥当なものと認められる。

- (3) 社会通念上儀礼に属するもので、市長として対応することが適当と認められる公務での使用について

公用車を使用して移動する場所での用務が「社会通念上儀礼に属するもので、市長として対応することが適当と認められる公務であること」についてであるが、前述の平成18年12月1日最高裁判決によれば、「社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」とあることから、当該基準については妥当なものと認められる。

- (4) 市長としての職責を果たすため、市長が公用車を使用することが用務間の移動の機敏性や効率性、危機管理の観点から合理的使用であることについて

公用車を使用することの合理性として「市長としての職責を果たすために、公用車を使用することが用務間の移動の機敏性や効率性、危機管理の観点から合理的であること」についてであるが、前述のとおり市長は普通地方公共団体の長であって、広範かつ重要な職責を有し

ており、市長に専用の公用車を使用させている趣旨は、東京都知事の公用車使用に関する判例では「都知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、都知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に都知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」（平成20年2月8日東京地裁判決）とあり、市長についても同様であるものと解されることから、当該基準は妥当なものと認められる。

(5) 市役所や自宅と公的活動の場との間の送迎に使用することについて

公用車を使用することの合理性として「自宅と公的活動の場との間の送迎に使用すること」についてであるが、東京都知事の公用車使用に関する判例は、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切り替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有すると言える」（平成20年2月8日東京地裁判決）としており、市長についても同様であるものと解される。

以上のとおり、公用車の運行に係る秘書広報課の基準は妥当なものと認められる。

2 本件請求書に記載された個別事案5件の検討及び判断について

(1) 平成28年7月3日（日）

当日は、愛西市出身のクレイデコレーション制作者であり、日本クレイデコレーション協会の代表者である方が制作をされた化粧まわしのお披露目に参加したものである。制作者をはじめ力士も参加をされており、市長として愛西市出身の制作者との信頼関係の維持増進を図るだけでなく、力士に対して市長自らが愛西市をPRすることは愛西市の知名度の向上、ひいては、相撲界と愛西市の友好関係の確立に寄与することから、市長の公用車使用は、違法または不当に使用したものとはいえない。

(2) 平成28年8月7日（日）

当日は、副市長が市民の旭日双光章受章の祝賀会に参加したものである。この受章者は、多年にわたり農業委員会の会長を務められるなど、愛西市の農業の発展に多大な貢献を果たされている方であり、市民の叙勲の栄誉を称えるための祝賀会に招待された副市長が愛西市を代表する市長に代わって来賓として参加することは、公務であると

判断される。したがって、市長が副市長に当該祝賀会への参加のために公用車を使用させたことは、違法または不当な使用とはいえない。

(3) 平成28年10月17日(月)

当日はゴルフをプレーしたという事実はなく、愛西市の実施事業に対して様々な形で協力を得ている愛西ライオンズクラブが開催するチャリティーゴルフの表彰式に出席したものである。市政の発展に向けて、公式・非公式を問わず相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的での市長の公用車使用は、違法または不当に使用したものとはいえない。

(4) 平成28年11月21日(月)

愛知県選出の国会議員の激励会に出席したもので、国及び県の事務、施策及び事業が普通地方公共団体の行い得る施策の内容や社会的及び経済的な環境の整備拡充に多大な影響を及ぼし得るものであることを考慮すれば、市長が国会議員と良好な関係を保つことに資するものであり、ひいては愛西市の円滑な運営や維持発展に資するものであるということができることから、市長の公用車使用は、違法または不当に使用したものとはいえない。

(5) 平成28年11月27日(日)

自治体である桑名市の市長であり、地域の課題を共に解決していく必要がある自治体の首長であるので、市長としての職責を果たすための公用車使用であることから市長の公用車使用は、違法または不当に使用したものとはいえない。

以上のとおり、用務内容等を個別に検討した結果、監査対象とした本件請求に係る市長の公用車使用については、違法または不当な使用があったとは認められない。

3 不当利得返還請求権の有無について

上記のとおり、監査対象とした市長の公用車使用に違法または不当は存せず、また、本市に損害が発生したともいえないことから、本市は本件請求に係る不当利得返還請求権を有しない。

#### 第4 監査結果

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求については理由がないものと認め、これを棄却する。